

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日)

目次

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十七年度の経営状況

保険医療機関等の指定

保険医の登録

土地改良区の設立認可の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定(四件)

一般国道の区域の変更

一般国道の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示 警備員指導教育責任者講習の実施

機械警備業務管理者講習の実施

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十七年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

昭和57年度 社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	1,182
加入戸数	824,149戸
共済契約金額	2,282,884,237,000円
共済分担金	555,489,836円
罹災戸数	259戸
災害共済金	136,167,126円
復興建築助成戸数	181戸
復興建築助成金	43,971,379円
防火・住宅施設改善助成会員数	170戸
防火・住宅施設改善助成金	39,455,969円
災害見舞戸数	521戸
災害見舞金	7,106,432円
2 収支計算	

(1) 収入	共済分担金 (過年度分を含む)	555,488,804円
	雑収入	78,116,284円
	退職給与引当金繰入	51,460,000円
	会館収入	45,135,035円
	合 計	730,200,123円
(2) 支出	事業費	252,822,687円
	事務費	212,715,579円
	会館管理費	42,823,307円
	その他の経費	51,395,489円
	小 計	559,757,062円
	収支差額	170,443,061円
	(準備積立金へ繰入170,443,061円)	
	合 計	730,200,123円

鳥取県告示第六百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂口内科	米子市尾高町一二二	昭和五十八年七月十五日
福島小児科医院	米子市上福原一四六三	昭和五十八年七月二十三日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一	昭和五十八年七月二十二日
森本外科脳神経外科医院	東伯郡東伯町大字逢束二二〇	昭和五十八年七月十八日
小川歯科医院	米子市西三柳四四八一三	昭和五十八年七月二十五日
歯科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	昭和五十八年七月十七日
宮岡歯科医院	米子市角盤町一丁目一五四	昭和五十八年七月二十七日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一岸根ビル	昭和五十八年七月十五日

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
江 隅 英 作	鳥医第二、九三八号	昭和五十八年七月六日
高 田 重 博	鳥医第二、九三九号	〃
駒 田 有 彦	鳥医第二、九四〇号	昭和五十八年七月八日

鳥取県告示第六百八十一号

昭和五十八年六月十六日付けで倉吉市谷二七九長柄正一ほか十五人の者から申請のあつた灘手土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年八月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十二号

昭和五十八年三月三十一日付けで三朝町から申請のあつた東小鹿地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年八月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十三号

昭和五十八年三月三十一日付けで三朝町から申請のあつた東小鹿地区第二工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年八月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十四号

昭和五十八年三月三十一日付けで三朝町から申請のあつた東小鹿地区第三工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年八月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十五号

昭和五十八年三月三十一日付けで三朝町から申請のあつた東小鹿地区第四工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年八月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一八〇号	西伯郡西伯町大字鴨部字下河原一六一 七―一地先から同町大字落合字三本木 屋敷西三二二地先まで	変更前 四・六〇	二五・〇	二三一・〇
		変更後 九・三〇	二五・〇	二一七・〇

鳥取県告示第六百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年八月九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
一八〇号	西伯郡西伯町大字鴨部字下河原一六一七 ―一地先から同町大字落合字三本木屋敷 西三二二地先まで	昭和五十八年八月九日

鳥取県告示第六百八十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年二月二十三日 鳥取県指令受米土維第九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字佐陀字中河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原五二五

山陰信販株式会社

代表取締役 岩崎實義

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任

者及び機械警備業務管理者に係る講習等に關する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 実施期日

昭和五十八年九月二十六日（月）から同月三十日（金）までの期間中
午前九時から午後五時四十分まで

二 実施場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第二十三会議室

三 講習事項

1 警備業務実施の基本原則に關すること。

2 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に關すること。

3 警備業務に係る基本的な知識及び技能に關すること。

4 整備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に關すること。

5 その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に關すること。

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

昭和五十八年八月十七日（水）から同年九月十六日（金）まで（郵送の場合は、昭和五十八年九月十六日（金）までの消印のあるものは、有効とする。）

2 受講申込書の提出先

- (一) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (二) 県外に住所を有する者
鳥取県内のいずれかの警察署

3 提出書類

- (一) 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 二通
 - (二) 写真 二枚
- 縦、横各三センチメートルで、受講申込前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定欄にはり付けること。

4 受講手数料及びその納付方法

- (一) 三万円
- (二) (一)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (一) 講習終了後に、規則第三条第二項に規定する修了考査を行う。
- (二) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (三) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部刑事部防犯課（電話〇八五七―二三一〇―一一一）にすること。

鳥取県公安委員会告示第四十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十一条の六第二項第一号に

規定する機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第八条において準用する規則第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月九日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 実施期日

昭和五十八年十月五日（水）から同月七日（金）までの期間午前九時から午後五時四十分まで

二 実施場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県庁議会棟別館第十二会議室

三 講習事項

1 警備業法その他機械警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。

2 警備業務用機械装置の運用に関すること。

3 指令業務に関すること。

4 警察機関への連絡に関すること。

5 その他機械警備業務の管理に必要な事項に関すること。

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

昭和五十八年八月二十六日（金）から同年九月二十四日（土）まで

(郵送の場合は、昭和五十八年九月二十四日(土)までの消印のあるものは、有効とする。)

2 受講申込書の提出先

- (一) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (二) 県外に住所を有する者
鳥取県内のいずれかの警察署

3 提出書類

- (一) 所定の様式による機械警備業務管理者講習受講申込書 二通
- (二) 写真 二枚

縦、横各三センチメートルで、受講申込前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定欄にはり付けること。

4 受講手数料及びその納付方法

- (一) 二万六千円

- (二) (一)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (一) 講習終了後に、規則第六条第二項に規定する修了考査を行う。
- (二) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (三) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部刑事部防犯課(電話〇八五七―二三―〇一一)にすること。